神戸市外国語大学教職部会規程

2016年４月１日
規程第１号

（設置）

第１条　神戸市公立大学法人教育研究評議会規則（2023年４月規則第60号）第７条第１項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に教職部会（以下「部会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　部会は、神戸市外国語大学の教職課程の円滑な運営と教育の質の向上を図るため、次の事項を審議する。

(1)　教職課程の編成及び検証・改善等に関すること。

(2)　学生の教職課程履修に関すること。

(3)　教育実習、介護等体験、スクールサポーターなどの運営に関すること。

(4)　教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力に関すること。

(5)　教育職員免許法（昭和24年法律147号）に係る課程認定に関すること。

(6)　前５号に掲げるもののほか、教職課程の運営に関し、第４条第１項に規定する部会長が必要と認める事項

（組織）

第３条　部会は、学長が指名した次の委員で組織する。

(1)　教職支援センター長

(2)　教職課程を置く各学科の専任教員から各１名
ただし、英米学科からは、３名以内とする。

(3)　商業の免許について、専任教員から１名

(4)　「教育の基礎的理解に関する科目等」を担当する専任教員

(5)　教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の６に定める科目を担当する専任教員から互選により選出された教員１名

(6)　前５号に掲げる者のほか、教職支援センター長が必要と認めた教職員

２　委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

３　委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第４条　部会に部会長を置き、教職支援センター長をもって充てる。

２　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

３　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第５条　部会は、委員の過半数の出席により成立する。
２　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第６条　部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　部会の庶務は、大学事務局学生支援・教育グループにおいて行う。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附　則

この規程は、2016年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2017年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2023年４月１日から施行する。